

児童扶養・特別児童扶養・特別障害者・児童福祉の制度

ご存知ですか?

現況届を提出してください

児童扶養手当

○受給できる人

日本国内に住所があり、公的年金を受給していない人(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)で、次の要件のいずれかに該当する児童を養育する母に支給されます。

母がいなかったり、母が養育しない場合には、児童を養育する養育者に支払われます。

- ・母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障害にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童(認知された児童を含む)

○次の場合は手当が支給されません

児童が・・・

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ・父に支給される公的年金給付の加算の対象になっているとき
- ・労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ・児童福祉施設等に入所または里親に委託されているとき
- ・母の配偶者(事実上の婚姻関係の場合も含む)に養育されているとき(父に重度の障害がある場合は除く)

母または養育者が・・・

- ・児童を監護していないとき
- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金を受けることができるとき

児童扶養手当支給額(月額)

区分	全部支給される人	一部支給される人
児童1人のとき	41,720円	41,710円 ～9,850円
児童2人のとき	46,720円	46,710円 ～14,850円
児童3人以上のとき	3人目以降1人当たり3,000円加算	

○所得制限

手当を請求する本人、その配偶者および扶養義務者の所得が一定以上の場合、手当ての一部または全部が停止されます。

○養育費

前年中に受け取った養育費の8割を所得に加算します。

特別児童扶養手当

支給の対象になる障害児を養育する父または母。また、父母に代わって児童を養育している人。ただし、受給資格者、その配偶者、または扶養義務者の所得が一定額未満の場合。

○対象になる児童

20歳未満で、精神または身体に障害のある児童。ただし、児童福祉施設などに入所している場合(母子ともに入所している場合を除く)や障害を事由とする年金を受けられる児童は支給されません。なお、障害要件があります。

○特別児童扶養手当支給金額(月額)

- ・一級該当児童一人につき・・・50,750円
- ・二級該当児童一人につき・・・33,800円

特別障害者手当(月額26,440円)

重度の障害のため、日常生活で常時特別の介護を必要とする、20歳以上の人(入院しているときや施設に入所しているときは支給されません。なお、障害要件、所得制限があります。)

障害児福祉手当(月額14,380円)

重度の障害のため、日常生活に介護を必要とする20歳未満の人(入院しているとき、施設に入所しているときなどは支給されません。なお、障害要件、所得制限があります。)

※現在、各手当を受給している人の児童扶養手当の現況届は、毎年、8月1日(火)から8月31日(木)までの間に、その他の手当は、8月11日(金)から9月8日(金)までの間に受給者の皆さんが提出してください。

今年も関係書類を送りますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ・提出先

○児童扶養手当に関すること

子育て支援課 または 各総合支所民生課

○その他の手当てに関すること

福祉課 または 各総合支所民生課

簿記の知識・技術は、経営管理や経営分析にとつて不可欠なばかりでなく、多くの企業が採用や人事異動の判断に活用したり、自己啓発として取得を奨励している科目でもあります。今回の講習で、基本的な簿記の知識・技術を習得し、日商簿記3級の検定試験の合格を目指します。

募集対象
次のいずれも満たす人
①熊本市を除く県内市町村在住の母子家庭の母または寡婦
②就業のため簿記習得の必要のある人で、講習の全日程出席できる人
定員 30人程度
※応募者多数の場合は、抽選となります。

受講費用
テキスト代 1,300円
※11月19日(日)に熊本商工会議所で実施される日商簿記3級検定試験は、検定料2,040円程度が別に必要となります。

受講申込および受講者の決定
受講申し込み 市役所子育て支援課および各総合支所民生課 ※締切 8月31日(木)

その他
※本年度の家庭生活支援員養成講習会(ホームヘルパー2級課程準拠)の受講者は、本年度の初級簿記講習会を受講できません。

問い合わせ先
○熊本県母子家庭等就業・自立支援センター ☎096(351)8777
○熊本県少子化対策課 子ども家庭福祉室 ☎096(333)2229

初級簿記講座(日商簿記3級準拠)日程

回数	とき	ところ
1	9月14日(木)	県庁新館 801会議室 午前9時～午後4時
2	9月21日(木)	
3	9月28日(木)	
4	10月5日(木)	
5	10月12日(木)	
6	10月19日(木)	
7	10月26日(木)	
8	11月2日(木)	
9	11月9日(木)	
10	11月16日(木)	しらゆり会館 午前9時30分～午後4時
11	11月25日(土)	

支援課および各総合支所民生課 ※締切 8月31日(木)

・受講決定 県健康福祉部少子化対策課から通知。

内容
9月11日(月)～10月18日(水)の間で、初心者を対象とした表計算ソフトExcelの講習です。最終日にはパソコン表計算3級の検定試験を実施します。受講料 無料(教材費・検定料は別途必要です)

定員 20人(選考により受講者を決定します)

申し込み
8月9日(水) 午前10時から午後3時の間に、熊本県鹿本地区振興局に申し込んでください。

問い合わせ先 パレアシごと相談・支援センター ☎096(355)4309

初級簿記講座

熊本県母子家庭等就業支援講習会
受講者募集
(日商簿記3級準拠)

技術講習会パソコン
Excel(表計算3級)
受講生募集

熊本県では、就職を希望する人を対象に、就職に必要な技術の習得を目的とした講習会を実施します。

受講資格
次の①～⑦をすべて満たす人
①就職を希望している
②雇用保険受給の対象外である
③全日程出席できる
④熊本県内在住
⑤現在学生ではない
⑥開講日において65歳未満
⑦過去に同一内容の当センター講習会を受講していない

お問い合わせ先 菊池市文化会館 ☎(24)1101

わいふ一番館だより

高齢者大学書道倶楽部作品展
高齢者大学書道倶楽部
期間: 8月15日(火)～8月27日(日)
第4回目の作品展となります。毎月1回の教室を新しい作品の制作現場として、西岡先生ご指導のもと、25人一生懸命頑張っています。未熟ですが、皆さんのご来場をお待ちしています。

四季の写真展
日元正之助
期間: 8月29日(火)～9月24日(日)
今年も展示できて有難いです。2回目はなんとなく意識しましたが、ひと月ひと月を大切に楽しく写しました。芸術性のないただ美しいだけの写真ですが、心が癒されたら幸せです。

まちかど資料館企画展 小野崎遺跡展
期間: 10月1日(日)まで
菊池市七城町で、ほ場整備事業に伴い実施した小野崎遺跡発掘調査の成果を展示します。
複数の時代にわたる中でも、弥生時代の終わりごろは、大集落があったようです。皆さん、当時の花房台地の生活に思いを馳せてみませんか?ぜひご覧ください。

わいふ一番館(まちづくり寄合所)で出展してみませんか?
まちづくり寄合所1階ギャラリーでは、出展する人を募集しています。個人やクラブ・サークル活動で作った作品などを多くの人に見てもらいませんか?もちろんプロの人でも大歓迎です。
また、2階和室は、文化活動の発表やまちづくりに関する活動の場として誰でも利用できます。

8月の「税」の納期限
問い合わせ先 税務課

- 国民健康保険税 第2期
- 市県民税第2期

※口座振替を利用している人は、8月25日(金)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

菊池の今昔を語る 明治～大正～昭和までの
歴史ある写真・史蹟模型展

●植田均先生の「菊池史蹟帳」に菊池の夢がある。●前の中央放送局力メラマンが、その時々的事件を一生をかけて撮った畢生の写真250点。●新作「菊池の歴史模型」は、その時の暮しが見える2m×1.8mの大型な造りで、菊池の旧蹟を残らず模型で現してある。

とき 8月8日(火)～9月28日(木) 午前9時～午後6時
※毎月第4火曜日は休館日。

ところ 菊池夢美術館 **主催** 菊池歴史研究会 **協賛** 写真のヨネダ
問い合わせ先 菊池夢美術館 ☎(23)1155

